

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

○ 選挙の効力に関する審査申立てに対する
裁決

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

令和元年8月5日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十九号

平成三十一年四月二十一日執行の津山市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和元年八月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

裁 決 書

岡山県津山市東一宮六二一六レオネクスト山南一〇七号室

審査申立人 福島剛

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年五月二十七日付けで提起された、平成三十一年四月二十一日執行の津山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、津山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和元年五月十七日付けで行った異議の申出を棄却する旨の決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを審査申立書及び県委員会の質問書に対する申立人の回答書に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙における申立人以外の全ての他候補者が、本件選挙の告示日前に、告示前に記事にされることを知っていた上で、名前を有権者に宣伝する目的で、津山朝日新

聞及び山陽新聞に個人情報（経歴など）を提出し、記事掲載用の写真を撮影させている。当該行為は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百十九条で禁止される選挙の事前活動に該当する。

二 平成三十一年四月十日（水）付けの津山朝日新聞及び同月十二日（金）付けの山陽新聞の報道は、申立人が落選するように報道したものであり、明らかに報道機関による落選運動であることから、当該報道は、選挙の公正を濫用した行為であり、法第四十八条に違反する行為である。

三 本件選挙の他候補者が、告示日前に、顔写真、名前を載せたのぼり旗を立てて街頭活動を行った行為は、法第二百九条で禁止される選挙の事前活動に該当し、かつ、文書図面の掲示に関する制限を規定した法第四百四十三条第十六項第三号に違反する行為である。

裁 決 の 理 由

一 審査申立ての経緯等について

平成三十一年四月二十一日に執行された本件選挙における候補者である申立人は、選挙の効力を争うものとして、同月二十六日付けで市委員会に対して異議の申出を行った。これに対し、市委員会が令和元年五月十七日付けで申出を棄却する決定を行ったところ、申立人は、この市委員会の決定を不服として、同月二十七日付けで県委員会に対し、本件選挙における選挙の効力を争うものとして、市委員会の決定の取消しを求める審査の申立てを行った。

県委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めた上で、これを受理し、市委員会からは弁明書を徴した。

また、申立人に対して、市委員会の弁明書に対する反論書及び審査の申立てに関する証拠書類又は証拠物の提出を求めたが、これらの提出はなかった。

さらに、申立人に質問書を送付し、主張を裏付ける客観的事実があれば、提出するよう求め、慎重に審理を行った。

二 県委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において、法第二百五条第一項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、選挙の全部又

は一部を無効とすべきものと定めている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているものであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない」(昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決。以下「昭和六十一年判決」という。)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」(昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決)とされている。

県委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 審査申立ての要旨一について

申立人は、他候補者が、告示日前に記事になることを認識した上で、有権者に氏名を宣伝する目的又は当選する目的で、個人情報等を報道機関に提供した行為は、法第百二十九条に違反する行為であるとして選挙の無効を主張しているものと認められる。

申立人からは、当該他候補者が、有権者に氏名を宣伝する目的又は当選する目的を有していたことを客観的に示す証拠や根拠等は提出されていないが、そもそも、他候補者が選挙管理の任にある機関でないことはもとより、候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、前記昭和六十一年判決のとおり、選挙無効の事由になるものではない。

また、仮に申立人が主張する他候補者の行為が法の規定に違反するものであったとしても、当該行為によって、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足りる証拠もない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(2) 審査申立ての要旨二について

申立人から提出された、平成三十一年四月十日付けの津山朝日新聞及び同月十二日の山陽新聞の記事には、本件選挙の立候補予定者として、申立人以外の他候補者の顔写真、氏名等が掲載されているが、申立人については記載がない。このことをもって、申立人は、当該報道が報道機関による落選運動であり、選挙の公正を濫用した法第四十八条に違反する行為であるとして選挙の無効を主張しているものと認められる。

ただし、県委員会からの質問書に対する回答書で、申立人は、報道機関からの問合せに対して「立候補を検討しているが、告示日当日に取りやめということもあり得る」旨を回答し、明白に立候補すると伝えていないと述べている。

なお、申立人からは、当該報道機関が、申立人が落選するよう意図して報道していたことを客観的に示す証拠や根拠等は提出されていないが、そもそも、報道機関が選挙管理の任にある機関でないことはもとより、選挙人等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、前記昭和六十一年判決のとおり、選挙無効の事由になるものではない。

また、仮に申立人が主張する報道機関の行為が法の規定に違反するものであったとしても、当該行為によって、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足りる証拠もない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(3) 審査申立ての要旨三について

申立人は、他候補者が、本件選挙の告示日前に、顔写真、名前を載せたのぼり旗を立てて街頭活動を行った行為は、法第二百二十九条で禁止される選挙の事前活動に該当する違法行為であり、かつ、文書画像の掲示に関する制限を規定した法第四百四十三条第十六項第三号に違反する行為であるとして選挙の無効を主張していると認

令和元年8月5日 岡山県公報 号外

められる。

申立人からは、当該候補者が、これらの条項に違反する行為を行っていたことを客観的に示す証拠や根拠等は提出されていないが、そもそも、当該候補者が選挙管理の任にある機関でないことはもとより、候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、前記昭和六十一年判決のとおり、選挙無効の事由になるものではない。

また、仮に申立人が主張する他候補者の行為が法の規定に違反するものであったとしても、当該行為によつて、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたと認めるに足りる証拠もない。

よつて、申立人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よつて、県委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年八月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長	藤原健補
委員	平松卓雄
委員	田中信行
委員	山名千代